



檢地之圖（周圍檢地ノ分） 安藤博編『復刻 徳川幕府県治要略』（昭和46年、柏書房）208頁～209頁

廻り檢地（周圍量地とも）は、檢地着手の際、一村又は一区域等の周圍を屈曲毎に見盤（けんばん 小方儀の類）を置き、方位と間敷を測り、周圍全体の形状を明らかにするための量地法（廻り分間とも）である。従って、この廻り檢地終了後に各一筆の檢地が行われるのである。又、その性格上、各筆で行う縄だるみ・端尺切捨（これらを始め除地・竿除なども包括して「縄心」と言う人もあるが、それは正確ではない）などは当然考慮されていなかった。他にも、この廻り檢地に因って地図（絵図）を製し、反別を算出した場合、この反別は特に「大縄反別」とか単に「大縄」と呼ばれた。（安藤博編『復刻 徳川幕府県治要略』（昭和46年、柏書房）137頁・162頁・176頁～178頁・181頁・207頁、佐藤甚次郎『公図読図の基礎』（平成13年（2001）、古今書院）189頁～190頁）

近世の檢地は、先ず、隣郷間の関係者（村役人・地主）の立会いの上で村切（むらきり 村限）＝村境確定から始まる。その後、欠落地等がないよう村役人の案内で地主立会いのもと、各筆順次量地を行い、品質査定（等級・斗代など）をし、檢地帳を作成するのである。（福島正夫『地租改正の研究』（オンデマンド版）（2003年、有斐閣）266頁～267頁）

量地に関しても然である。一村又は一区域等の周圍全体の形状・総積を算出した上で各筆を量地する、言わば、一筆の請地（しかり 高請地とも）を量地するための「基準点（骨格）測量」であり、基本的に今と何等変わるところはないのである。

地租改正では、あたかも一筆図を連合して一村切図（むらきり 村限図）を作成するなどの表現や、山林原野のそれと混同するなど、又、村方作成に関わるものだから云々と、その当時の社会的背景・圧制環境、又幕藩時代から踏襲された地方で異なる慣習、作成目的など、それらを殆んど考慮しないまま、正確でない事実が伝えられ、普遍化されている節さえある。痛恨の思いである。